

離婚後にお子さんを自分の戸籍に入籍させたい方へ

概要

離婚は夫と妻の問題なので、離婚のときに夫婦間のお子さんの親権者を決めただけでは、**お子さんの戸籍に異動はありません**。お子さんの父母が婚姻のときに氏が変わった方が母(父)であった場合には、離婚によって母(父)のみが別の戸籍に異動します。お子さんを母(父)と同じ戸籍にしたい場合は、**家庭裁判所の許可を得たうえで、「入籍届」を市区町村へ提出していただく必要があります**。

なお、離婚後の母(父)の氏が婚姻中の氏と同じであっても、お子さんが離婚後の母(父)の戸籍に入籍するためには、**この手続きが必要です**。

離婚後にお子さんを自分の戸籍に入籍させるまでの流れ

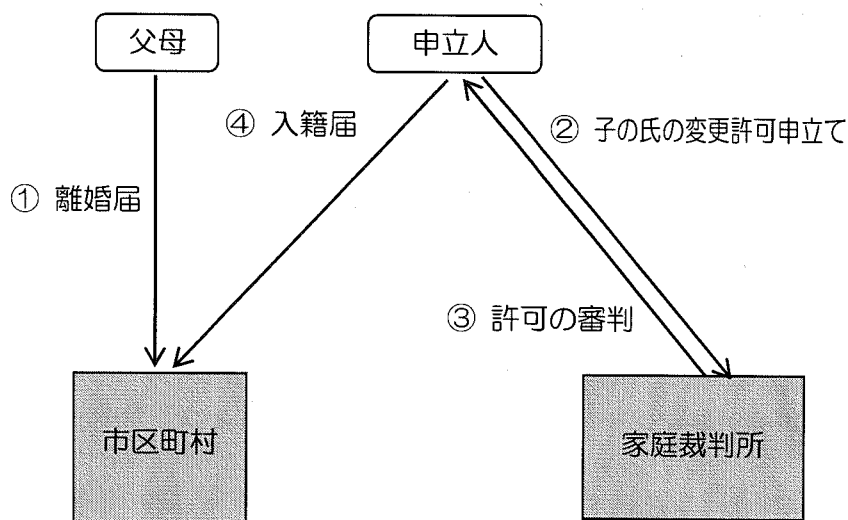
手順 1

家庭裁判所に
「子の氏の変更許可申立て」
を行う(右図②)



手順 2

市区町村に
家庭裁判所から発行された
「子の氏の変更許可書謄本」を
添付のうえ
「入籍届」
を提出する(右図③、④)



※離婚届を提出されてから、戸籍記載には**数日から1週間以上**を要します。戸籍の記載が完了したかどうかについては、該当本籍地の市区町村へお問い合わせください。

手順 1 : 子の氏変更許可申立て

1 申立人(申し立てることができる人)

- お子さんが**15歳未満**のとき … お子さんの法定代理人(親権者)
- お子さんが**15歳以上**のとき … お子さん本人

2 申立先

申立先は、**お子さんの住所地を管轄する家庭裁判所**(お子さんの住所地が国分寺市である場合の管轄家庭裁判所は「東京家庭裁判所立川支部」となります(裏面参照))。

後記「**3**申立てに必要な書類等」も含めて、詳細については、**家庭裁判所へ直接お問い合わせ**ください。

3 申立てに必要な書類等

- 申立書1通（あらかじめ用意しなくても、家庭裁判所ですぐに記入できます。）
- お子さん一人につき、収入印紙800円、80円の郵便切手代等
- お子さんの戸籍謄本（両親離婚後から申立て時までのすべての戸籍謄本）
- 母の戸籍に入る場合は母の } 戸籍謄本（離婚後から申立て時までのすべての戸籍謄本）
- 父の戸籍に入る場合は父の }
- 印鑑（実印を使用する必要はありませんが、スタンプ式印章は不可）

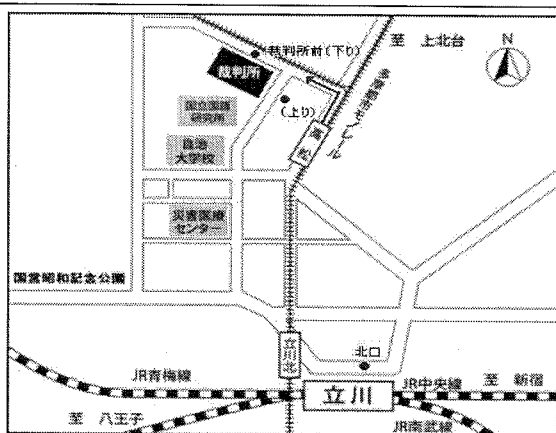
4 東京家庭裁判所立川支部のご案内

【所在地】 〒190-8589
東京都立川市緑町10番地の4

【電話番号】 042-845-0317

【交通機関】 JR中央線・青梅線・南武線「立川駅」下車
立川駅北口より多摩都市モノレール「立川北駅」乗車「高松駅」下車

【案内図】



「高松駅」より徒歩5分
「立川北駅」より徒歩25分

手順 2：入籍届

1 届出人（入籍届を提出できる人）

- お子さんが15歳未満の場合はその法定代理人（親権者等）が届出人となりますので、「届出人（入籍する人が15歳未満のとき）」欄に法定代理人がご記入ください
 - お子さんが15歳以上の場合はお子さんが届出人となります。入籍届書の中ほどにある「届出人署名押印」欄に入籍者本人が署名押印してください。
- ※いずれの場合も届書を市区町村に持参するのは代理人でも可能です。

2 届出先

本籍地・届出人の住所地または所在地（居所や一時滞在地）のいずれでも可能です。

3 入籍届に必要な書類等

- お子さん1人につき入籍届1通（書式は全国共通）
 - 家庭裁判所が発行する「子の氏の変更許可審判書謄本」
 - 戸籍謄本（本籍地でない市区町村に提出する場合）
- ※戸籍謄本は、「子の氏変更許可申立て」と「入籍届」とでそれぞれ必要になります。